○総務省告示第八十七号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（令和六年総務省告示第四百二号）の一部を次のように変更する。

令和八年三月二十三日

総務大臣　林　芳正

次の表により、変更前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、変更後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

変更後	変更前
第２　周波数割当表 ［１～７　略］ 周波数割当表 ［第１表・第２表　略］ 第３表　10GHz―3000GHz	第２　［同左］ ［１～７　同左］ 周波数割当表 ［第１表・第２表　同左］ 第３表　［同左］

変更後

［略］	国内分配（GHz）(4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
［略］	［略］		
	25.25-25.5		
	［略］		
	移動	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	割当ては、別表10―１及び別表10―４によるものとし、別表10―１により割当てを受ける周波数の使用は、令和13年５月31日までに限る。
	［略］		
	25.5-27		
	［略］		
	移動	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	割当ては、別表10―１及び別表10―４によるものとし、別表10―１により割当てを受ける周波数の使用は、令和13年５月31日までに限る。
	［略］		
	［略］		

［国内周波数分配の脚注　略］

［別表１―１～別表10―３　略］

別表10―４　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信（一周波方式のものに限る。）用の周波数表

25.25GHzを超え27.0GHz以下

［別表11―１～別表11―３　略］

［国際周波数分配の脚注　略］

変更前

［同左］	国内分配（GHz）(4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
［同左］	［同左］		
	［同左］		
	［同左］		
	［同左］	［同左］	割当ては、別表10―１による。
	［同左］		
	［同左］		
	［同左］		
	［同左］	［同左］	割当ては、別表10―１による。
	［同左］		
	［同左］		

［国内周波数分配の脚注　同左］

［別表１―１～別表10―３　同左］

［新設］

［別表11―１～別表11―３　同左］

［国際周波数分配の脚注　同左］

備考　表中［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。